老人福祉法に係る届出について

長岡市に所在する地域密着型サービス(地域密着型介護老人福祉施設は除く)、地域密着型介護予防サービス、総合事業の第1号訪問事業及び第1号通所事業に係る老人福祉法の届出は、長岡市へ提出してください。(下表の★)

- ※ 以下の老人福祉法上の事業を行う場合は、介護保険法の指定申請や届出とは別に、老人 福祉法の届出を行う必要があります。
- 1 老人福祉法の届出先、届出様式について 長岡市に所在する下表★のサービスに係る老人福祉法の届出先 ⇒ 長岡市 【※注1】

老人福祉法上の事業		介護保険法上のサービス	開始	変更	休・廃止
老人居宅生活支援事業	老人居宅介護等事業	訪問介護	新潟県へ届出【※注2】		
		定期巡回・随時対応型訪問介護看護★			
		夜間対応型訪問介護★	開始届 第1号様式	変更届 第2号様式	廃止(休止)届
		第1号訪問事業★ ※但し、訪問介護を同一の事業所において 一体的に運営する場合は、新潟県へ届出		<u> </u>	第3号様式
		通所介護	新潟県へ届出【※注2】		
	老人デイサービス事業 (特養等併設の場合)	地域密着型通所介護★			廃止(休
		(介護予防)認知症対応型通所介護★	開始届 第1号様式	変更届 第2号様式	止)届
		第1号通所事業★ ※但し、通所介護を同一の事業所において 一体的に運営する場合は、新潟県へ届出			第3号様式
	老人短期入所事業 (特養等併設の場合)	(介護予防)短期入所生活介護	新潟県へ届出【※注2】		
	小規模多機能型 居宅介護事業	(介護予防)小規模多機能型居宅介護★			
	認知症対応型老人共同 生活支援事業	(介護予防)認知症対応型共同生活介護★	開始届変更届		廃止(休
	複合型サービス福祉事業	看護小規模多機能型居宅介護★	第1号様式	第2号様式	止)届 第3号様式

	通所介護	新潟県へ届出【※注 2】		
老人デイサービス	地域密着型通所介護★			
センター (特養等併設以外の場合)	(介護予防)認知症対応型通所介護★	設置届 第4号様式	変更届 第5号様式	廃止(休止)届
	第1号通所事業★ ※但し、通所介護を同一の事業所において 一体的に運営する場合は、新潟県へ届出			第6号様式
老人短期入所施設 (特養等併設以外の場合)	(介護予防)短期入所生活介護	新潟県へ届出【※注 2】		
養護老人ホーム	(一部は特定施設入居者生活介護)	新潟県へ申請・届出【※注2】		
特別養護老人ホーム	介護老人福祉施設	新潟県へ申請・届出【※注2】		
竹川食暖七八小一ム	地域密着型介護老人福祉施設			
有料老人ホーム	(一部は特定施設入居者生活介護)	新潟県へ届出【※注 2】		

- 【※注1】提出先は、長岡市の各指定担当課(地域密着型サービス:介護保険課、第1号訪問・通 所事業:長寿はつらつ課)となります。
- 【※注2】事業所所在地が長岡市の場合。事業所所在地が長岡市外の場合の届出先等については、 所在市町村へ御確認ください。
- 2 長岡市への届出方法等について
 - ●老人居宅生活支援事業に係る届出については、別紙2を御確認ください。
 - ●老人デイサービスセンターに係る届出については、別紙3を御確認ください。